

時・令和8年2月20日（金）

於・特許庁庁舎9階庁議室＋Web会議室

産業構造審議会知的財産分科会
令和7年度第1回審査品質管理小委員会
議事録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1
2. 議題 1	審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について		4
3. 議題 2	審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について		13
4. 閉	会	27

開 会

○小林品質管理室長 定刻よりやや早いですが、皆様おそろいですので、御準備がよろしければ始めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会令和7年度第1回審査品質管理小委員会を開催させていただきます。

私、本小委員会の事務局を担当しております調整課品質管理室の小林でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

本日、御多用の中、皆様、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

特許庁では、昨年度の本小委員会で頂いた評価・改善提言を基にしまして、特許・意匠・商標等の審査の質の維持・向上に取り組んでいるところでございます。今年度につきましても、皆様から評価・改善提言を頂きまして、審査品質管理の実施体制の充実や審査の質の継続的改善に向けて、皆様の御意見を賜りたいと考えております。本日はどうぞよろしくお願いたします。

本日、対面でこの会議室に御出席されている方につきましては、御発言いただく際に挙手をしていただきまして、机に備付けのマイクのボタンを押していただきまして、御発言、よろしくお願いたします。御発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただければと思います。

本日、市川委員と徳永委員はオンラインでの御出席となりますが、オンラインで御出席の方につきましては、Teamsの挙手ボタンを押していただきまして、指名がされましたらマイクをオンにして、御自身の名前をおっしゃってから御発言いただければと思います。

市川委員、音声聞こえていらっしゃいますでしょうか。

○市川委員 はい、聞こえております。どうぞよろしくお願いたします。

○小林品質管理室長 よろしくお願いたします。

徳永委員、音声聞こえていらっしゃいますでしょうか。

○徳永委員 はい、聞こえております。よろしくお願いたします。

○小林品質管理室長 よろしくお願いたします。ありがとうございます。

では、議事に先立ちまして、委員長選任の御連絡をさせていただきます。

本小委員会の委員長ですが、産業構造審議会運営規則に基づきまして、益一哉知的財産分科会長より、椿美智子委員を委員長に御指名いただいております。つきましては、椿委

員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○椿委員長 昨年度に続きまして、本日、委員長を務めさせていただきます東京理科大学の椿でございます。

皆様、御多用の中、本日、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

特許庁における審査の質の維持・向上は、産業財産権制度の根幹を支える非常に重要なミッションだと理解しております。本小委員会では平成26年度より、特許・意匠・商標の審査について、品質管理の方針や手続が適切に整備されているか、品質管理体制が適切に整えられているか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかといった観点につきまして評価・検証を行い、さらに、それらの改善に向けた提言を行ってまいりました。本日の小委員会におきましても、本年度の審査品質管理の実施体制・実施状況について評価を行うとともに、改善提言に向けた討議も予定しております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な御知見や豊かな御経験を基に活発に御発言いただくとともに、特許庁の審査品質管理のさらなる充実化、さらには、制度を利用される全ての方々が円滑に事業を進められるように貢献できることを願っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

委員の御紹介

○小林品質管理室長 では、まず初めに、本小委員会の委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。

本日、オンラインでの御参加でございますが、弁理士法人A T E N弁理士・市川ルミ委員でございます。

日刊工業新聞社取締役・論説委員長・井上渉委員でございます。

T M I 総合法律事務所顧問弁護士・東海林保委員でございます。

東京理科大学経営学部経営学科教授・椿美智子委員でございます。

オンラインでの御参加となりますが、弁理士法人ととせ・ももとせ弁理士・徳永弥生委員でございます。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業弁理士・中山真理子委員でございます。

株式会社ダイセル知的財産センター長補佐・水方勝哉委員でございます。

本日、議決権を有します7名全員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づきまして、本小委員会は成立となっております。

配布資料等の確認

○小林品質管理室長 続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

この会議室では、お手元のタブレットに資料を格納させていただいております。使用方法につきましては、お手元に「タブレットの使い方」というペーパーがございますので、そちらを御参照いただければと思います。もしお困りの際には、挙手をしていただいて合図を頂けましたら、近くの者が対応させていただきます。

オンラインで御出席の方につきましては、お手元で資料を御覧いただければと思います。

本日の配布資料でございますが、全部で7つございます。まず、「議事次第・配布資料一覧」、「委員名簿」、資料1としまして、令和6年度改善提言に関する特許・意匠・商標審査の取組状況、資料2としまして、各評価項目についての特許・意匠・商標審査の実績・現況等です。資料3ですが、「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）」。資料4ですが、同じく実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案です。参考資料1としまして、「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」を準備してございます。

最後に、議事の公開について御案内させていただきます。

本小委員会ですが、一般傍聴、プレスの傍聴につきましては、オンライン傍聴に限らせていただいております。

また、配信につきましては、音声のみとなりますので、御了承いただければと思います。

会議の録音・録画については、御遠慮いただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

本小委員会の配布資料や議事録につきましては、これまでと同様に、特別の事情がある場合を除きまして、特許庁ホームページにおいて公開させていただきます。

議事録につきましては、委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

特許技監挨拶

○椿委員長 それでは、本小委員会の開催に当たりまして、安田特許技監から一言御挨拶をお願いいたします。

○安田特許技監 安田でございます。本年度の本小委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

椿委員長をはじめといたしまして、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本小委員会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より、特許庁の行政に格別の御理解・御協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

先ほどありましたが、本小委員会には、平成26年度の設置以来、審査品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な御評価と、審査の質の維持・向上に向けた貴重な御提言を毎年頂いております。特許庁は、それらを基に、さらなる品質改善に向けた取組を着実に実施してまいりました。その結果、ユーザー評価調査における審査全般の質の満足度が向上するとともに、高い水準で維持することができているところでございます。これも委員の皆様方の御指導のおかげであると深く感謝を申し上げます。

特許庁は、特許・意匠・商標のそれぞれの権利化までの期間などの目標を達成してまいりました。世界最速・最高品質の審査の実現に向けて、今後もこのスピードを維持しつつ、審査の質のさらなる向上を図る所存でございます。そのため、最新のニーズに即した審査体制の整備や、AI技術などの活用によるさらなる業務の効率化を進めてまいります。

本日は、大変限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見・御提案を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○椿委員長 ありがとうございました。

議題1 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について

○椿委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初の議題は、「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について」です。

各委員には、事務局から先ほど紹介がありました資料1ないし資料2に基づきまして、あらかじめ評価いただき、資料3に評価結果の案としてまとめております。

資料3について、事務局から説明をお願いします。

○小林品質管理室長 ありがとうございます。資料3を御覧いただければと思います。

資料3ですが、各委員から事前に評価いただいたものを事務局で取りまとめた案となっております。

まず、資料の構成について、簡単に御説明をさせていただきます。

委員の皆様には、評価項目①から⑪までの11項目につきまして、「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」という4つの中から御評価を頂いております。

資料3では、例年どおり、各委員の評価の中央値を本小委員会の評価結果（案）として御提示させていただいているところでございます。

1ページ目に、特許・意匠・商標審査のそれぞれにつきまして、評価項目ごとに評価結果を一覧で示してございます。

続けて、2ページ目を御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、特許・意匠・商標審査の順に、評価項目ごとに評価の詳細を記載しております。

中央値の評価につきましては下線で示してございます。

その後、中央値以外の頂いた評価についても続けて記載させていただいております。例えば「何々との評価もあった」という記載がある場合には、その評価をお1人の方から頂いていることを示してございます。それから、「評価が複数あった」という記載がある場合には、2名の方からその評価を頂いていることを示してございます。さらに、「何々の評価が多くあった」という記載がある場合には、3名の委員の方々からそのような評価を頂いていることを示しているものでございます。

また、それに併せまして、委員の皆様の御意見について、御評価いただいた点、今後期待される点をまとめて記載させていただいております。

資料構成についての御説明は以上でございます。

続けて、特許・意匠・商標審査のそれぞれの評価結果（案）につきまして、各担当課長から御説明をさせていただきたいと思っております。

○中野調整課長 ありがとうございます。調整課長の中野です。よろしくお願いたします。

まず、評価の中央値が「極めて良好」であった、評価項目①から③につきましては、説明を割愛させていただきます。

評価項目④ですが、御評価は「良好」でございました。

評価いただいた点といたしましては、本年度は、事前相談型の検索外注の実施、特許出願技術動向調査のほか、外国語特許文献も含めた先行技術文献調査事業の活用、また、審査官の研修・品質テスト、学会等への参加によるスキルの向上、能力評価等によりまして、審査官の能力は国際的にもトップレベルであること、人員配置の制約がある中で、求められる件数の審査が効率的に行われており、国際的に遜色のない審査の取組体制、人員配置を確立していること、あるいは、A I 関連発明等の先端技術に対応する審査体制を築き上げつつ、庁内外の様々なA I サービスを活用して、特許審査業務の効率化を推し進めているという御意見を頂いております。

今後期待される点といたしまして、検索外注やA I 技術の活用を行って、求められる件数の審査を効率的に行いながら、審査品質がよい状態で保たれるように注意していくべきという御意見を頂いております。

評価項目⑤ですが、御評価は「良好」でございました。

評価いただいた点といたしまして、品質関連施策の企画・立案を行う品質管理室と、分析・評価を行う庁内の品質管理委員会を独立して設けて、前者については、調査員40名と、総括担当を含む96名の品質管理官を配置して品質監査を実施し、品質管理業務における生成A I の利用可能性についても積極的に検討するなど、国際的に遜色のない水準で、品質管理の取組が効率的・効果的に実施可能な組織体制と人員配置を確立しているという意見を頂いております。

評価項目⑥については、御評価は「良好」でございました。

評価いただいた点といたしまして、決裁者、技術情報管理官、グループ長、品質管理官による、審査官作成の拒絶理由通知等の書面の多重的なチェック体制の構築、また、本年度は、決裁におけるチェック手順のガイドラインの改訂、さらに、決裁者が審査官の品質関連情報を確認することや、必要に応じて審査官に協議の実施を促すことが明記されたこと、さらに、決裁前のチェックにおいて、特にサーチ漏れなどの個々の課題に応じたきめ細やかなチェックが実施されている。

あるいは、審査官同士の意見交換を積極的に推進した結果といたしまして、多くの協議が実施されたほか、特にA I 関連発明、マテリアルズインフォマティクスなどの先端技術に関しては必須協議にするなど、品質向上のために必要とされる協議、知識共有の取組が継続的に行われている。

あるいは、サーチツールや起案チェックツール、品質関連情報に関するツールは、利用する審査官の要望を取り込み、機能性や利便性を改善しているなどの御意見を頂いております。

今後期待される点といたしまして、無効理由を含んで特許になると、第三者がその対応にあまりにも大きな労力を割かなければならず、特許法の法目的にも沿わないところで、産業発達という特許法の目的をしっかりと意識した審査実務を期待するといった意見を頂いております。

評価項目⑦につきましては、御評価は「良好」でございました。

評価いただいた点といたしまして、審査官による処分等に対する品質管理官による品質監査、その結果の審査長等に対するフィードバック、ユーザー評価調査、ユーザー等との意見交換やホームページでの意見受付を通じて、審査の質の現状を把握する等、品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実行され、かつ、当該取組の目的を達成している。

品質管理室における調査員を品質監査業務の補助等に活用し、効率的な監査を実施しているなどの意見を頂いております。

評価項目⑧、御評価は「良好」でございました。

評価いただいた点といたしまして、決裁前チェックの結果の分析、審査官の協議におけるチェックシートの結果の分析、品質監査の結果の分析、外部からの評価の分析等を実施し、それぞれの分析から得られたサーチ漏れやサーチの方針策定の困難性、判断の均質性向上の必要性、最後の拒絶理由とすることの誤りなどの課題を抽出するなど、審査の質の分析と、それによる評価・課題抽出を十分かつ適切に行っている。その結果を踏まえて、取組の計画及び実施につなげているという意見を頂いております。

次の評価項目⑨につきましても、評価は「良好」でございました。

評価いただいた点といたしまして、品質ポリシーや品質マニュアル等、品質管理のための具体的な手順を示す文書について、管理を適切に行うとともに、適時必要な改訂や見直しを行っているという意見を頂いております。

評価項目⑩につきましては、評価は「良好」でした。

評価いただいた点といたしまして、審査官の間でより積極的な協議の実施が行われるような取組がされているといった御意見を頂いております。

評価項目⑪につきましても、評価は「良好」でございました。

評価いただいた点といたしまして、特許庁ホームページにおいて、審査品質管理に関するページを設けている。さらに、本年度は、品質管理システムを解説する動画を、YouTubeの「JP0 Channel」を通じて公開しているといった御意見を頂いております。

今後期待される点といたしまして、今後も様々な手法で審査品質向上の取組を広め、JPOの取組が国際的に標準的な位置づけにされることを期待するという御意見を頂いております。

特許は以上となります。

○久保田意匠課長 意匠課長の久保田と申します。続きまして、「意匠審査の品質管理に関する評価」につきまして、当方より御説明させていただきます。

資料3の9ページを御覧ください。

評価項目①から③につきましては、中央値が「極めて良好」と御評価いただきましたので、説明を割愛させていただきます。

10ページの評価項目④審査実施体制を御覧ください。

中央値は「概ね達成」との御評価を頂きました。

評価された点といたしまして、審査システムの機械化やバッチ審査の採用等により審査業務の効率化が図られていること、審査官の専門知識向上のための研修や展示会等への参加により能力向上が図られ、高水準の審査を実現している旨の御評価を頂きました。

一方で、今後期待される点といたしまして、一次審査通知までの平均期間を現状維持するためにも、審査体制のより一層の強化が望ましい。

審査官1人当たりの処理件数は、他の実体審査国と比較して非常に多い現状にあり、ハグ出願の審査や品質向上のための取組も行っていることから、審査体制、人員配置が確立しているとまでは言えない。

審査の均質性を高めるために、案件の割り振り方法を設計するなどの取組を行っているのであれば、実績として公表するのはどうかという旨の御意見を頂戴いたしました。

評価項目⑤品質管理体制でございます。

中央値は「良好」と御評価いただきました。

評価された点といたしまして、限られた組織体制の中、国際的に遜色のない水準で品質管理の取組が効率的に企画・立案され、実施可能な仕組みを確立していると評価できる旨の御評価を頂きました。

続いて、11ページの評価項目⑥品質向上のための取組でございます。

中央値は「良好」と御評価いただきました。

評価された点といたしまして、品質向上のために必要とされる様々な取組を継続して実施している。

101か国・機関の意匠公報データを収録した商用データベースの利用を開始している。

面接や電話等出願人とのコミュニケーションにより相互理解を深める取組を継続的に行っており、コミュニケーションに関するユーザーの評価について目標を達成しただけでなく、昨年度よりも向上している旨の御評価を頂きました。

今後期待される点といたしまして、類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールや、起案文の形式的チェックを行うツールによる効率化と品質のさらなる向上に期待する旨の御意見を頂戴いたしました。

評価項目⑦品質検証のための取組でございます。

中央値は「良好」と御評価いただきました。

評価された点といたしまして、国内案件及びハーグ出願案件について、品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性の検証が計画どおり実施され、審査の質の分析と課題抽出が適切に行われている。

ユーザー評価調査を実施し、様々なユーザーニーズの把握に努め、企業及び業界団体との意見交換、意匠審査部門と審判部との意見交換を実施するなど、品質検証のために必要とされる取組が実施されたとの御評価を頂きました。

続いて、12ページの評価項目⑧審査の質の分析・課題抽出でございます。

中央値は「良好」と御評価いただきました。

評価された点といたしまして、品質監査により得られたデータの分析・監査における指摘事項や、決裁者との協議に関して、指摘が多い事項、典型的な誤りが多い事項等を分析し、改善策へつなげるようにしている旨の御評価を頂きました。

評価項目⑨、評価項目①から⑤の改善状況でございます。

中央値は「良好」と御評価いただきました。

評価された点といたしまして、スタートアップ向け意匠分野の早期審査の運用開始に合わせて、特許庁ホームページの情報が更新され、「スタートアップ向け意匠早期審査リーフレット」が公開され、ユーザーに対する十分な周知を行った。

意匠審査官向けの研修等の機会を通じ、品質管理の基本に関する十分な周知を行い、また、品質管理官に審判部での管理職経験者を含めるなど、品質管理に関する改善への取組

を行った旨の御評価を頂きました。

評価項目⑩品質管理の取組の改善状況でございます。

中央値は「良好」と御評価いただきました。

評価された点といたしまして、昨年度の取組の分析を通じて抽出した課題に対応した品質管理の取組の改善を十分に行った。

13ページに移りまして、審査官と決裁者との案件協議数を増加させ、コミュニケーションに関するユーザー評価において、実施庁目標を超える約91%を達成した。

国際的取組として、意匠五庁会合等の協力枠組みを通じて、意匠審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。また、外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠審査実務に関する情報交換を行っている旨の御評価を頂きました。

評価項目⑪審査の質向上に関する取組の情報発信でございます。

中央値は「良好」と御評価いただきました。

評価された点といたしまして、特許庁ホームページにおける取組の紹介、各企業や業界団体との直接的な意見交換、意匠五庁会合での情報交換、各国との専門家会合の開催等を通じ、審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている旨の御評価を頂きました。

意匠は以上となります。

○根岸商標課長 商標課長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、商標審査について御説明させていただきます。

評価の中央値が「極めて良好」であります評価項目①から③につきましては、説明を割愛させていただきます。

資料3の15ページ下段から御覧ください。

評価項目④審査実施体制について、中央値は「概ね達成」でございました。

評価された点として、企業等の現場を体験し、産業界の実態やニーズを把握することにより、審査官としての資質の向上を図ることを目的とし、民間企業への短期派遣研修を実施している。主に国際商標登録出願を対象とした不明確な指定商品・役務調査業務へのAI技術の適用可能性を検証する実証的研究事業を実施しているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点としましては、審査官1人当たりの審査処理件数は米国と比較して多く、国際的に遜色のない審査体制・人員配置の確立の観点からは概ね達成しているにとどまる。現在の生成AI技術にはまだまだ未熟な点があり、不適切なバイアス等が生じる可

能性もあるため、生成AI技術等を審査業務へ適用する際には、使い方に十分注意していただきたいなどの御意見を頂きました。

続いて、評価項目⑤品質管理体制についてでございます。

中央値は「良好」でした。

評価された点として、品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織が実態上独立して設けられている。今年度から、品質管理班に職員1名と、商標に関して高度な知見を有する調査員1名を新たに配置し、品質管理体制のさらなる充実化を図る体制に整え、体制を強化したことを評価するなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、審査判断の均質化や拒絶理由における記載等について不十分な面があり、品質管理体制にはさらなる改善の余地があるなどの御意見を頂きました。

評価項目⑥品質向上のための取組について、中央値は「良好」でした。

評価された点として、全審査官を対象とした品質テストについて、実施回数を年2回、6月・12月に増やすとともに、内容面においても出題分野の拡大や新規の問題の作成、拡充が図られている。審査官・管理職間の協議を通じた知識共有を積極的に行っており、面接・電話対応の充実を図っているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、拒絶理由通知や拒絶査定において、論理づけが強引と思われる場合があるため、丁寧な論理づけを試みる取組を行うことによって、納得感が増す審査結果を期待する。ユーザーとのコミュニケーション手段の多様化と品質向上・維持を評価し、今後も引き続き適切なコミュニケーションの維持・向上を期待するなどの御意見を頂きました。

評価項目⑦品質検証のための取組について、中央値は「良好」でした。

評価された点として、ユーザー評価調査の調査結果報告書が外部公表されており、ユーザー評価調査の不満回答者に対するフォローアップ調査として意見交換を行っている。品質監査、審査官向けアンケート、ユーザー評価調査、ユーザー等との意見交換、ホームページでの意見受付等様々な方法で品質検証の取組を行っていることを評価するなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、審査の品質検証や品質向上のために必要とされる取組が計画され、方針・手続に従って遂行されているが、計画そのものの妥当性を再評価する取組があればさらによいなどの御意見を頂きました。

評価項目⑧審査の質の分析・課題抽出について、中央値は「良好」でした。

評価された点として、現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題の抽出が適切に行われている。ユーザー等との意見交換会において聴取した意見の分析を行い、ユーザーが納得できる審査を行うため、「拒絶理由や拒絶査定における理由や根拠の説明の充実」のための取組を進めていく必要があるとの課題が抽出されていることを評価するなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、ユーザーの意見を聴取する機会を、さらに増やしてもよいのではないかと。各種取組を通じた審査の質の分析と課題抽出を引き続き行うとともに、抽出した課題を解決するための取組を期待するなどの御意見を頂きました。

評価項目⑨、評価項目①から⑤の改善状況について、中央値は「良好」でした。

評価された点として、出願件数が依然として高い水準で推移する中、民間調査者を活用するとともに、審査官補数に合わせた指導体制の見直し及び効果的な人員配置、審査官（補）育成研修の充実化、内容を精査・拡充したテレワーク支援ツールの研修の実施、審査業務効率化策について検討するプロジェクトの継続実施など各種対策が講じられており、必要な改善が十分に行われているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、AI技術の活用に適した業務について、十分な検証の下でAI技術の導入を進めることで業務の効率化を図り、品質向上のためには人が判断しなければならない業務に時間と労力を割くことができるようにすることを期待するなどの御意見を頂きました。

評価項目⑩、評価項目⑥から⑧の改善状況でございます。

中央値は「良好」でした。

評価された点として、メールでの問合せ対応については、原則、即日対応、テレワーク時の電話問合せ対応についても、原則、即時の折り返し対応とする運用の周知徹底が図られているなどの御意見を頂きました。

今後期待される点として、品質管理の取組の改善が適切に行われているが、ユーザーからの意見聴取等において、さらなる改善の余地もあると思われるなどの御意見を頂きました。

評価項目⑪審査の質向上に関する取組の情報発信でございます。

中央値は「良好」でした。

評価された点として、特許庁ホームページ、ユーザーとの意見交換、国際会合等、国際

審査協力、海外の特許庁との協力等を通じて、国内外への情報発信を継続して行い、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されているなどの御意見を頂きました。

以上でございます。

○椿委員長 ありがとうございます。

それでは、御報告いただきました本小委員会の評価結果について、御意見のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

オンラインの先生方はいかがでしょうか。御意見、大丈夫ですか。

○市川委員 特にございません。ありがとうございます。

○徳永委員 特にございません。

○椿委員長 ありがとうございます。

それでは、本小委員会の評価結果につきましては、事務局案のとおりいたします。

議題2 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について

○椿委員長 続きまして、次の議題ですが、「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について」です。

資料4につきまして、事務局から説明をお願いします。

○小林品質管理室長 ありがとうございます。資料4を御覧いただければと思います。

資料4につきましては、各委員の方々から頂きました改善提案につきまして、評価項目ごとにまとめたものでございます。これらを総括しました小委員会としての改善提言につきましては、本日の御審議を基に、追って事務局で整理をさせていただきたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○椿委員長 御説明ありがとうございます。

本日は、委員の皆様にご自身の改善提案についてお伺いしたいと思います。よろしければ、委員名簿の順に市川委員からお願いいたします。まずは市川委員、よろしくお願いいたします。

○市川委員 市川から提案を御説明させていただきたいと思います。

まず、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果の取りまとめに感謝申し上げます。

私からは、特に特許に関する改善提案を簡単に申し上げたいと思います。

評価項目④の審査実施体制について2点ございます。

1点目は、F A期間及び権利化までの期間の目標は2024年度も達成されているものの、審査官1人当たりの処理件数が、中国・米国・欧州と比較して多い状況を踏まえ、今後も目標を維持するためには、審査官数の確保が望ましいと考えます。

2点目は、意匠・商標にも共通するものですが、生成A Iの活用については、審査効率向上の観点から賛成ではございますが、審査品質は人による判断を中核とすべきであり、A Iは補助的手段として、透明性・説明責任・人材育成との両立を前提に導入すべきと考えます。最終的な新規性・進歩性・記載要件の判断は必ず人が行うことを制度運用上明確化すべきと考えます。また、発明の技術的本質や効果の評価が画一化しない配慮、学習データや判断ロジックの透明性の確保、若手審査官の能力低下を防ぐ教育設計が重要と考えます。

評価項目⑥品質向上のための取組について、海外知財庁との連携は重要ですが、現状は情報共有が中心と理解しております。国際的ハーモナイゼーションに向けた具体的取組の有無について、開示をお願いしたいと存じます。

評価項目⑧審査の質の分析・課題抽出について、今年は除くクレームが課題とのことですが、ユーザー意見を基に課題抽出を行う際には、特定の意見に偏らない設計が必要と考えます。

また、最後の拒絶理由通知とすることの誤りは、サーチ漏れや認定・判断の誤りと比較して均質化が図りやすい項目と考えます。2024年度の状況が、2023年度と比べて改善しているか御教示いただきたいと存じます。

私からは以上となります。

○椿委員長 ありがとうございます。

今の御発言に対しまして、事務局から説明があればお願いします。

○小林品質管理室長 品質管理室の小林でございます。貴重な御意見ありがとうございます。

今、5点ほど御意見を頂きました。

まず、審査の実施体制につきまして、適切な審査官数の確保ということで御提案いただいておりますが、こちらは毎年御提案いただいているところでございます。

この点につきましては、政府全体の定員合理化目標による定員削減という厳しい状況が

ございますが、審査の体制の維持のために、審査官数の確保については、引き続き努力してまいりたいと考えております。

2点目ですが、生成AIの活用について、最終的には人が判断すべきという点、審査官が説明責任をきちんと果たすべきという点を御指摘いただきました。

この点につきましては、まさに御指摘のとおりかなと認識してございます。特許庁においても、生成AIの活用についての理念を示すJPO AIビジョンといったものの策定を進めておりまして、その中では、今おっしゃっていただいたような人間中心という考え方であったり、アカウントビリティの確保といったものを、基本理念として盛り込むことの検討も進めているところでございます。今、委員におっしゃっていただいたとおり、最終的には人が判断し、それについて、適切に説明責任を果たすことによって、ユーザーの皆様、出願人の皆様が納得感を得られるような審査を実現していきたいと考えております。

3点目、海外知財庁との連携につきましては、これまでも、例えばPPH（特許審査ハイウェイ）などを通じて、特許庁の審査結果を海外で活用することによって、国際的にも審査の質の向上につなげていくことを行っているところでございます。そのような予見性の向上等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

それから、ASEANなどの国々に対しましては、海外知財庁に特許庁の審査官を研修講師として派遣して、審査実務についての研修なども行っております。そのような取組を通じ、国際的な質の向上というところにも貢献していきたいと考えております。

4点目のユーザー側からの御意見というところでございますが、御指摘のとおり、特定の意見に偏らないように、幅広く意見を伺いまして、課題を抽出しまして、その課題に対応してまいりたいと考えております。

最後、5点目の最後の拒絶理由通知に対する御意見ということでございますが、こちらは昨年、一昨年も御指摘いただいた点でございます。その御指摘を踏まえまして、品質管理室では、品質管理室内の調査員を活用しまして、最後の拒絶理由通知について、誤りがないかどうかを重点的にチェックする取組を行ってまいりました。その結果、まだ最終的な分析までは至っておりませんが、暫定的な結果では、改善傾向が見られるといった状況になっているのかなと理解しております。

以上でございます。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、井上委員、よろしくお願いいたします。

○井上委員 ありがとうございます。井上でございます。

私はこの小委員会の委員を長らく務めさせていただいております。特許庁さんで毎年実施されるユーザー評価調査の結果をちょっと振り返ってみますと、特許・意匠・商標、いずれの分野でも、当初に比べまして、満足と回答したユーザーの割合が10ポイント以上改善しております。これは、ユーザー満足度の底上げが着実になされた結果だと思っておりますので、この間の特許庁の取組を高く評価したいと思います。

そういったわけで、正直申し上げて、大きく改善すべき点は限られると思いますが、欲を申しますれば、判断の均質性というところで依然ばらつきがあるかと思っておりますので、限られた人員ではございますけれども、AIの有効活用による効率化をさらに深めていただくほか、審査官間の情報共有や、ベテランのノウハウの伝承といった教育や人材育成をさらに進めていただいて、ユーザー満足度をさらに向上させていただきますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○椿委員長 井上委員、どうもありがとうございました。

今の御発言に対しまして、事務局から説明があればお願いします。

○小林品質管理室長 御意見ありがとうございます。品質管理室の小林でございます。

まず、ユーザー評価について、従来より10%以上大きく向上していることを御評価いただきまして、ありがとうございます。こちら、本小委員会にて皆様から貴重な御提言等を頂いて、それを踏まえて改善に取り組んできた結果かなと理解しております。皆様には改めて感謝を申し上げたいと思います。

2点目は、審査の判断の均質性の点でございますが、こちらについては、ユーザー評価調査でも、全体としては非常に満足度が高いという御評価を頂いておりますけれども、判断の均質性のところについては、引き続き重点的・優先的に取り組むべき課題と認識してございます。

この点については、先ほど井上委員にもおっしゃっていただいたように、審査官同士のコミュニケーションが非常に重要でありまして、従来から、審査官同士で気軽に協議などを実施できるように推奨しているところでございます。そのような取組を通じて、ベテランからのノウハウの伝承や情報共有を進めまして、審査の均質性の向上に引き続き努めてまいります。御意見ありがとうございました。

○椿委員長 ありがとうございます。

続きまして、東海林委員、よろしくお願いいたします。

○東海林委員 東海林でございます。

まず、項目④の実施審査体制と⑥の品質向上のための取組に関してですが、審査体制につきましては、国際比較からすれば、審査官数は十分ではないということはあると思いますので、引き続き審査官数を増やしていただくことは必要だとは思いますが、基本的に、審査官の能力は国際的にもトップレベルだと思いますので、あまり数のことだけ言う必要もないような時期に来たかと私は思っております。ただ、そのためには、審査官同士の協議、あるいは審査官と決裁者間の協議、あるいは審査官と審判官間の協議を通じて、スキルを高め合うことが大事になってきていると思います。

それから、品質向上の関係では、今後、A I 関連発明もそうですが、バイオ創薬の発明、あるいは再生医療など、ますます技術的に困難な特許出願も増えてくるかと思っておりますので、必須協議をどのくらい広げていくかということも問題になるかと思っております。今年もA I 関連発明やマテリアルズインフォマティクスなどの先端技術に関して必須協議としていただいたということで、私は大変高く評価したいと思うのですが、必須協議にしたことによって、どのような効果が生じたか、あるいは改善点があるのかといったことを振り返ってみることも重要かと思っております。

それから、審査判断の均質性などもあるのですが、最近の出願状況、あるいは、私は弁護士ですので、裁判の状況、あるいは審決取消訴訟の状況などを見ていると、至るところでA I 技術が使われているということは去年も申し上げたのですけれども、特に増えてきているなという感じがします。発明の生成過程でA I を使うこともありますし、出願の際にA I を利活用することもありますし、審査の段階で利活用することもあると思います。

審査に関係するとすれば、A I が出願過程で利用されているという状況に対して、特許庁がどのような審査体制で臨むかというのがまずあるかと思っております。

例えば、特許願の起案については、第一次案をA I にさせているといったお話も聞きますし、その際に、A I で作成したものを弁理士の先生方がきちっとチェックしてやってくればそれほど問題ではないのかもしれませんが、そうではない場合もあるときに、過誤も含めて、内容的な問題をどこまできちっと確認できるかということもあるかと思っております。

それから、A I による出願が増えてきますと、審査の過程でもA I をどんどん活用していく必要があると思います。そのためには、審査官の能力向上、特にA I リテラシーという

ものを確立していく必要があるかと思っています。先ほどもお話が出ていましたが、A I リテラシーというのは、基本的には、まず、A I の仕組みを理解しているということが一つだと思います。それから、その仕組みを理解した上で、A I を使って審査に活用できる能力ということもあると思います。

ただ、一番大事なのは、A I ですので、今のレベルだとハルシネーションも十分起こり得ることなので、活用した結果をうのみにせず、きちっと審査できる能力というか、確認できる能力を育てる必要があるかと思っています。そのためには、今後、審査官のA I リテラシーを含めた研修制度をどのように活用していくかというのが重要になるのではないかと個人的には思っています。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

では、今の御発言に対しまして、事務局から説明があればお願いいたします。

○小林品質管理室長 貴重な御意見ありがとうございます。主に3点ほど、御意見を頂いていたかと思えます。

まず、審査体制につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、国際的に遜色のない審査体制を確立することが必要かと思っておりますので、審査官数の確保については、引き続き努めてまいりたいと考えております。

それから、判断の均質性のところで様々な御提案を頂いておりましたが、例えば審判との連携につきましては、審判の部門と対応する部署との定期的な意見交換を通じて、判断の均質性向上等に努めているところでございます。また、審判の結果を審査にフィードバックすることによって、乖離が生じないような、判断の均質性が保たれるような形で取組を進めているところでございます。

それから、主にA I に関して、特にA I リテラシーの向上というところで、人材育成の観点でということで御指摘を頂いております。この点につきましては、先ほど市川委員からもありましたとおり、最終的には人が適切に判断することが重要と認識しておりますので、A I リテラシーの向上の研修などを進めてまいりたいと思います。

それに加えて、A I を適切に活用するには、審査官個人の能力といえますか、判断能力や審査能力を確保・維持していくことが非常に重要だと考えておりますので、A I を適切に活用しつつ、審査官個人の能力も引き続き高めていく、その両方を意識しながら、人材育成についても検討を進めてまいりたいと思います。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、徳永委員、どうぞよろしく願いいたします。

○徳永委員 徳永でございます。昨年度に引き続き、弁理士の意匠委員会から参加させていただいております。この貴重な機会を頂きまして、ありがとうございます。

審査の質向上のための継続的な取組につきまして、知財実務に携わる者として大変ありがたく思っております。

また、ユーザーとの積極的なコミュニケーションに取り組んでおられることにつきまして、引き続き維持と向上に努めていただきますと大変ありがたく思います。

その上で、意匠につきまして改善提案を申し上げますとすれば、審査判断の均質性につきまして、さらなる改善に向けた引き続きの取組を期待いたします。

例えば、意匠審査基準等で明確にされていない点などに関し、審査官ごとに考えが異なるケースがある印象を受けることがありますので、品質管理において浮かび上がった各審査官の判断の相違について分析し、意匠審査基準等に反映するなどによって庁内で共有いただき、審査判断の均質化・効率化に取り組んでいかれることを期待いたします。

また、審査の質の分析と課題抽出につきまして、ユーザー評価調査や意見交換等だけでは抽出できない課題もあるかと思われます。ユーザーからの特許庁の問合せを分析するなど、様々な課題を収集していただき、課題抽出の対象としていただけたらと思っております。

私からは以上になります。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

では、今の御発言に対しまして、事務局から説明があればお願いいたします。

○久保田意匠課長 意匠課長の久保田です。コメントいただき、ありがとうございます。

今、意匠の審査の均質性のばらつきについて、御指摘を頂いたと理解しております。意匠審査につきましては、令和7年度のユーザー評価調査報告書におきまして、普通評価以上の割合は89.8%という一定の評価を得ておりまして、明らかな構造的課題までは見えないものの、個別コメントを拝読いたしますと、今、徳永委員からも御指摘いただいたような、意匠審査についての情報提供の不足があることに起因した審査のばらつきといった印象を持たれている方がいらっしゃると思っております。ですので、例えば、意匠登録の際に、審査において特に参考にした参考文献の提示や調査対象範囲の開示を着実に実施して、意匠の類似の範囲について事例集等を整備するといったこと、それから、先ほど御提

案いただいたようなユーザー様からの問合せなどからヒントを頂きながら、適切な意匠審査に関する情報提供をしてまいりたいと思います。

以上です。

○椿委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、中山委員、どうぞよろしく願いいたします。

○中山委員 中山です。どうぞよろしく願いいたします。

審査に関する品質管理の取組について感謝申し上げます。ユーザーの声を聞いてくださっていることについても大変ありがたく思っております。

私は主に商標に関してお伝えしたいと思います。ポイントは3つです。1つ目は、審査の均質性について、2つ目は、拒絶理由通知の記載の充実について、最後は、AI技術の活用関連についてとなります。

まず、1つ目からお伝えいたします。

審査の均質性について取組をされていらっしゃると思いますが、ユーザーといたしまして非常に重要なことと思っております、引き続き対応・対策をしていただきたいと思いますと思っております。

協議や知識の共有をされているということで、そのような取組については評価をさせていただき、大変ありがたく思っております。

また、均質性の問題が生じていると思われるポイントにつきまして、その要因についての検討や検証がありましたらお願いしたく、また、公開いただける適切な時期がありましたら、その内容、分析いただいたものなどを公開いただけたらありがたく存じます。

2つ目の拒絶理由通知の記載の充実についてです。

こちらも取組を進めていただけているとのこと、評価をさせていただきます。

具体的には、今年度、意見交換会を弁理士会と開催していただきまして、私どもが検討させていただいた内容を見ていただき、また、意見交換をさせていただきました。このような機会を頂けたこと、大変ありがたく思いますし、ぜひこれからも引き続き対応・対策の取組をお願いしたいと思っております。

拒絶理由が出されるプロセス、つまり、その案件の該当の審査基準に照らして、どのような事実、証拠、ロジックで、その理由と結論が導かれたのかという説明は、出願人や代理人としては大変重視しているところでもあります。それは、結果のいかんにかかわらず、納得するかどうかというところもそうですし、その後、それに対して反論するに当たって

も、どういう理由でその結論に至ったのかというところがブラックボックスのような状態ですと、当を得た議論や反論ができないというところもあります。審査の段階ですと審査基準に沿って審査されているということは理解しておりますので、拒絶理由通知の理由の記載の充実といえますか、結果を判断するに至ったプロセスの御説明の記載をさらに充実していただければと思っております。

また、この取組について、弁理士会として協力させていただけるようなことがありましたら、ぜひ取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

次年度もまた必要に応じて、ぜひ引き続き意見交換会を継続させていただければと思っております。

最後、3つ目のA I技術の活用関連ですが、A I技術の活用に適した業務分野を精査して、十分な検証の下でA I技術の導入を進めることにより業務の効率化を図る、また、品質向上のために、人が判断作業をしなくてはならない業務に時間と労力を割くことができるようにすることを期待しております。

今年度は、指定商品・役務表示関連について、A Iの活用を試されていると伺いました。この点につきましても、ユーザーとしては大変関心を持っております。この施策といえますか、検証が済んで、実際に活用される段階になりましたら、ユーザーも何らかの形で活用させていただけるようなことがあるとありがたいと期待しております。

また、A Iは、活用と、A I活用で作成されたものの信憑性のチェックという両面があると思っております。提出される書類や証拠についても、A Iを使ったものが出てくるのが今後あるかもしれませんので、その際の信憑性のチェックも審査の品質と関わってくると思いますし、活用する便利な部分と、A I活用で作成されたものを受け取ったときの正しさの確認の両面からの取組をお願いできればと思っております。

以上となります。ありがとうございます。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御発言に対しまして、事務局から説明があればお願いいたします。

○根岸商標課長 商標課長の根岸でございます。

3つ御指摘・御意見を頂きましたが、まず、貴重な御意見を頂いたこと、感謝いたします。

1点目、審査の均質性でございますが、こちらは、審査官間の均質性や識別判断の均質性、審判決との均質性など、いろいろございますけれども、それぞれの項目につきまして、

引き続き均質的な判断ができるように取り組んでまいりたいと思っております。こちらの判断のばらつき防止に努めていきまして、そのようなものについての取組内容につきましては、引き続き、情報共有の方法や時期などを考え、御相談させていただきながら、適切に取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、拒絶理由通知等の起案文書等につきましても御指摘いただいております。こちらは、今、御紹介いただきましたように、昨年度のこの品質管理小委員会でも御指摘等いただきまして、その後、弁理士会様とも意見交換等させていただいております。我々としましても、引き続き、起案文書等、課題の把握に努めさせていただきまして、次年度以降、このような聴取した御意見を踏まえて課題の分析をしまして、解消に向けた取組の検討を進めていきたいと考えてございます。次年度、引き続き意見交換等させていただける機会を設けさせていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、A Iにつきましても御意見を頂きまして、ありがとうございます。A Iにつきましては、先ほどからのお話でも何度か出ておりますが、商標審査の質の維持や向上、効率化に有効なA Iの適用可能性、活用可能性につきましては引き続き検討してまいりたいと思っております。先ほどお話にございました、今年度、A Iの活用可能性を実証研究しております商品・役務のところを含めまして、次年度以降もそのような検証、活用可能性を検討していきたいと思っております。

今年度の商標におけるA Iの実証研究の成果につきましては、今後、特許庁ホームページで公表してまいりたいと考えてございますし、今後も、こういうA I活用の取組の成果等につきましては、できる限り特許庁のホームページ等において公表してまいりたいと考えてございますので、そのような外部への情報発信につきましても、引き続き御意見を聞きながら取り組んでまいりたいと考えてございます。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、水方委員、どうぞよろしく願いいたします。

○水方委員 株式会社ダイセルの水方でございます。

本日、産業界で知的財産を実際に活用する知財ユーザーの立場から、最近、実務上、特に懸念している点について、意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、昨年度から申し上げてきました審査レベルのばらつきとか、こんな発明が特許になるのかといった実務上の懸念です。あとは、保護と利用のバランスや、特許法の法目的で

ある我が国の産業の発達といった問題意識を述べさせていただいたのですが、今年度、特許庁様から頂いた資料でも、一定の対策をしていただいている、御配慮いただいたと思っておりますので、ここで改めてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

今年度は、昨年度とはちょっと異なる視点から少し述べさせていただきたいのですが、いわゆる特殊パラメーター発明ということについて申し上げたいなと思っております。

特殊パラメーター発明というのは、当該技術分野で一般的に用いられない特殊な表現、独自パラメーターや数式、新たな測定条件、方法などによる数値範囲で特定された発明を指しています。そのような発明が、結果として公知公用範囲を含んで特許登録されてしまうと、権利範囲が不当に広がり、第三者の実施を不当に妨げ、またはその対応に多くの人的資源を費やして、法目的である我が国の産業発達を阻害することがある点に、私は課題意識を持っております。

学術的にも、「知財管理」誌掲載の前田先生の論文などでは、公知のものや方法がたまたま特殊パラメーターに係る特性値を備えるものであって、構成要件を充足する事態が頻発し得るという問題点を示されたり、既存事業が後出しの特許により差し止められるリスクは相当程度あると指摘されているところでございます。

私の属する化学分野でも、最近、このような特殊パラメーター発明の特許成立例が増えてきております。もちろん、従来にない新規物質を特定するのに、このような特殊パラメーターを用いること自体を否定するものでは決してございません。しかし、特殊パラメーター自体の新規性、表現の特殊性に引きずられて、公知公用範囲を含んだ権利が結果として成立してしまうという事例も散見されるようになりました。私自身も特許の実務の検討に携わるのですが、このように成立してしまった有効性に疑義のある第三者の特許権について、後から無効化対策をするのは実務上大きな負担となり、人的資源の浪費にもつながります。これが保護と利用のバランスの上に成り立つ特許法の法目的である我が国の産業の発達に寄与するのかという疑問を感じているのが現状でございます。

一方、審査段階において、公知公用範囲を完全に把握することが容易でない点はもちろん理解しております。しかし、このような特許を端緒として紛争が生じた場合、当事者双方のリソースが大きく浪費されて、例えば先使用权制度があるとしても、これ自体を明確に特定できるものではないので、公知公用の既存商品や事業の安定性を阻害するリスクは残ります。これは、特許法の法目的である我が国の産業発達に沿わず、国益の観点からも看過できないことだと思っております。

昨年度も申したかもしれませんが、審査官のOBの方々のお話では、かつて、このレベルでは特許を許可しないといった強い判断基準のこだわりの下で審査が行われていたと伺ったことがございます。

現在、先ほどから言われてきたことですが、例えば、FA期間や在宅勤務による審査官同士のコミュニケーションの変化など、審査環境も大きく変化しておりまして、そうした判断基準やこだわりを、人により、または案件によって維持することが制度環境として難しくなってきたかという懸念もございます。審査段階で全てを把握できないし、そういう難しい課題であることは理解しつつも、例えば、特許法の目的が我が国の産業発達にあり、保護と利用のバランスの重要性を改めて皆さんで真に理解し、共有することや、審査官の判断基準や審査へのこだわりを維持し、審査品質の向上を図ること、また、関連案件の把握や情報解析を強化して、特殊パラメーター発明の中に潜む公知公用部分を把握できるように複数の対策を打つことで、伝統ある審査実務を十分に踏まえながら、現代に合った審査の在り方を考える。そういう方向性を考え得るのも必要ではないかと思っている次第でございます。

特許庁の皆様の不断の改善努力に敬意を表するとともに、産業界の実情に即した改善が今後も必要だと思います。引き続き協力しながら、よりよい審査品質を実現して、我が国の産業発達を目指し、国益にかなう審査行政や審査実務が実現することを期待しているところでございます。

以上でございます。

○椿委員長 水方委員、どうもありがとうございました。

それでは、今の御発言に対しまして、事務局から説明があればお願いいたします。

○小林品質管理室長 品質管理室の小林でございます。御意見いただきまして、ありがとうございます。

主に保護と利用のバランスということで、そのバランスが正しいのかどうかというところを御指摘いただいたのかなと理解してございます。また、特許法第1条の趣旨、産業の発達に寄与するかということについても、きちんと踏まえた上で取り組むべきではないかという御指摘を頂いたと理解してございます。審査の上で、まさに法目的等を踏まえて、適切な審査を行っていくことは重要なことだと理解しておりますので、そのようなところの基本を忘れないようにといたしますか、徹底して、その趣旨をきちんと踏まえた適切な審査がなされるように、引き続き周知等を行ってまいりたいと考えております。

それから、いわゆる特殊パラメーター発明につきまして御指摘を頂きました。審査段階で、御指摘いただいているとおり、その公知技術につきまして、対比、一致点や相違点の認定などを行うのはなかなか難しいところもございます。裁判と異なりまして、証拠調べ等もできませんので、公知の文献などを見て判断せざるを得ないというところで、難しいところはあると認識してございます。

その点については、審査基準でも、厳密な公知技術との対比が難しい、できないような場合には、機能・特性で特定されているものにつきまして、審査官が一応の合理的な疑いを抱いた場合には、拒絶理由を通知するという事になってございますので、そのような審査基準にのっとり運用することによって、その保護と活用のバランスを適切に保っていけるように、引き続き努めてまいりたいと考えてございます。

御意見を頂きまして、ありがとうございます。

○椿委員長 ありがとうございます。

それでは、私の意見を述べさせていただきます。

私は品質管理の専門家なのですが、昨年度書類をまとめていただきました際には、審査の質の各分析に対するCheck-Act-Plan-Doのつながりが非常に見えにくくて、それに対して、かなり意見を申し上げました。そうしましたところ、本年度は、審査の質に対する各分析のCheckと、それに基づく評価、課題抽出のActのつながりがよく、十分適切に行っており、その結果を踏まえた上での取組の計画及び実施のPlan-Doにつなげていることが非常に分かりやすく示されていらして、改善が非常に見受けられましたので、ありがたく思っております。

それから、④の審査実施体制のところの特許審査のところはこのところずっと「概ね達成」だったのですが、今年は中央値が「良好」になりましたので、これは改善の成果であると思っております。

それから、改善の提案のほうですが、私も他の先生方と同じで、生成A Iが非常に進歩している時代でございますので、特許の評価項目④、評価項目⑥、意匠の評価項目⑥、商標の評価項目④のところでA Iのことを書かせていただきました。特に、いろいろな品質管理業務に生成A Iが導入されることが検討されていて、試行的に行っていらっしゃいますので、その効率性や副作用などを一度整理していただいて、それを公表していただいて、本格的導入や改善がしやすくなるようにしていただければと考えております。

ただ、これに関しましては、先ほど公表もしていくという御説明がありました。そして、

もう一点、ほかの先生方もおっしゃられていましたが、AIを導入して審査していくときに、若手審査官の方がまだ判断力がない段階でそれをたくさん使ってしまい、判断力が培われないということがあっては困りますので、そういう教育用の設計や研修に関しましても、先ほどからそのお返事がありましたとおり、考慮していただければと思っております。

以上でございます。

それでは、それに対しまして、何かご説明がございますでしょうか。

○小林品質管理室長 御意見を頂きまして、ありがとうございます。昨年度も、PDCAサイクルについて、適切に取り組むべきという御指摘を頂きまして、それを踏まえまして、文書等で周知する際には、CheckからActのところのつながりなどが分かりやすくなるように努めているところでございます。引き続き、そのようなPDCAサイクルがきちんと見えるような形で運用されるように努めてまいりたいと思っております。

それから、AIについても、先ほど、他の委員の方からも御指摘いただきましたが、AIに頼り過ぎないといえますか、依存し過ぎない、まずは、審査官一人一人の能力が適切に確保されることが非常に重要だと考えておりますので、その点を踏まえながら、研修、人材育成等についても検討してまいりたいと考えております。

○椿委員長 どうもありがとうございました。

それでは、さらに御意見のある方は挙手をお願いいたします。他の先生方の御意見も聞いた上で、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。各委員から頂きました改善提案につきましては、今年度の残りの審査品質管理や次年度以降の計画策定に活用していただきたいと思っております。

今後のスケジュールについて

○小林品質管理室長 次回の小委員会について、御案内等をさせていただきたいと思っております。

第2回の小委員会ですが、皆様から頂きました改善提案を本小委員会の改善提言という形で、審査品質管理小委員会報告書（案）という形でまとめまして、御審議を頂く予定でございます。こちらについては、昨年度と同様、3月中頃に、メールによる書面審議とい

う形での開催を予定しております。具体的なスケジュールにつきましては、追って事務局から委員の皆様にご連絡を差し上げる予定でございます。

閉 会

○椿委員長 いろいろな御意見、どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。これで閉会とさせていただきます。

—了—